

非常災害対策マニュアル

地震、火災、風水害、その他の災害に対処するため、防災マニュアルを定めます。

第1に、人命の保護を優先すること。

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ること。

第3に、余力がある場合には近隣住民や施設の協力に当たること。

1 想定される災害及び対策

(1)地震

大きな地震に見舞われた時には、施設が孤立する恐れがある。また、導入路が遮断され、人、物の出入りができなくなることが想定され、さらに、電気や水道等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得る。そのような厳しい被災を前提に対応を検討する。

(2)火災(火事)

施設内での火事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消火及び避難の訓練が必要となる。火災で施設が全面的に（または一部が）使えなくなった場合の対応も考慮しておく必要がある。

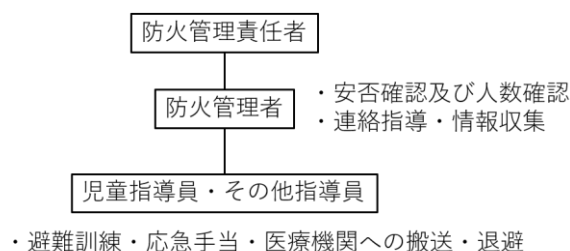
⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

(3)台風・大雨（風水害） 台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断され、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定される。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあり得るため、孤立した際の対応も考慮しておくことが重要となる。

⇒土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難経路の確保、食料などの確保

【災害時における、緊急の組織体制】

(1) 緊急時における職員の組織内容は以下の通りである。



2 緊急連絡網

(1) 緊急連絡網（利用者、職員の安否確認・緊急動員）

緊急連絡網を、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に速やかに、連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ①災害が発生した時、速やかに指定された次の職員へ連絡。
- ②連絡は簡潔に。長電話はさける。（定型文で迅速化を図る）
- ③連絡網指定の職員と連絡がとれないときは、その職員をとばして次の職員へ連絡。
- ④被災して怪我をしたり、被害をうけた職員に対し、必要なサポートを行う。

3 関係防災情報一覧表

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政情報	消防	大阪市西消防署	06-4393-0122
	警察	大阪府 西警察署	06-6583-1234
	区	大阪市 西区役所	06-6532-9986
	市	大阪市役所	06-6208-8181
	府	大阪府政策企画部 危機管理室災害対策課	06-6944-6021
交通情報	道路	近畿運輸局大阪運輸支局	072-821-9176
		道路交通情報（日本道路交通情報センター）	050-3369-6666
	鉄道	JR西日本（列車の運行状況）	0570-00-2486
ライフライン	電気	関西電力九条配電営業所	0800-777-8810（コールセンター）
	水道	大阪市水道局	06-6458-1132（お客さまセンター）
	ガス	大阪ガス大阪事務所 器具の故障・ガスの開閉栓	0120-094817（お客さまセンター）
		大阪ガス大阪事務所 ガス漏れ専用	0120-019424（いくよ24時間）
	電話	N T T 西日本 電話の故障に関する問合せ	113
		N T T ドコモ西日本（携帯 151）	0120-800-000
		N T T 災害用伝言ダイヤル（171）	171
N T T 災害用伝言板（web171）		web171	
気象情報	気象	気象予警報	177

【国土交通省】防災情報提供センター[ホームページ] <http://www.bosaijoho.go.jp>

4 応急救護・初期消火・避難等

(1) 初期活動一覧表

	職員による応急処置	職員による応急処置を実施
応急救護	医療機関へ搬送	・ 119番通報により、救急車を要請する。
初期消火	火の始末	・ 地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。
	初期消火	・ 火災を発見した場合は、大声で周囲の人に知らせる。 ・ 119番通報を行う。 ・ 火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 ・ 大地震の場合は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	原則として屋外に出るものとする。 まず、自分の身の安全を図る。
	非常持ち出し	・ 予め必要な物が収納された非常用ナップザック。(応急手当セット、懐中電灯、利用児童名簿表、職員名簿表)
	大地震	・ 日頃から予め、施設建物も利用出来なくなるような壊滅的な大災害に備え、落合場所(施設近くの公園など)を指定しておく。(職員全員に周知徹底しておく)

(2)地震発生時の心得

① まず身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下にもぐって身をかき、しばらく様子を見ます。（窓ガラスからも離れる）

② 揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺には近づかず、揺れがおさまるのを待ってから、落ち着いて火の始末をします。（炎や熱湯による、やけどの発生を防ぐ）

③ 火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声をかけあい、皆で協力して初期消火に努めます。大地震で恐ろしいのは火災です。

④ あわてて外に飛び出ない

屋外は、屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散など、危険がいっぱい。揺れがおさまったら、外の様子を見て、落ち着いて行動します。

⑤ 危険な場所には近寄らない

危険な場所（狭い路地、塀ぎわ、ブロック塀の傍など）にいるときは、急いで離れます。

⑥ がけ崩れ、津波などに注意

がけ崩れ、津波などの危険区域では、安全な場所にすみやかに避難します。

⑦ 正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動。デマに惑わされないよう注意します。

⑧ 人の集まる場所では、特に冷静な行動を

あわてて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨ 避難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩で（車、自転車は使わない）。身軽に行動できるよう、荷物は必要最小限にとどめます。荷物は背負うなどして、両手を使えるように空けます。

⑩ 自動車は、左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて避難する時は、キーはつけたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して、徒歩で避難します。

「地震」：応急対策ポイント

(1)安全確保

強い揺れが起きたときは、机の下などで頭部を中心として身体を守ります。

職員は、自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を測ります。

揺れが収まってきたら、皆の安否を確認します。重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します

(2)利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者の避難経路を確保します。建物の倒壊の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される利用者の対応も、あらかじめ定めておきます。火災が施設内外で発生した場合は、利用者及び職員の避難を優先するとともに、初期消火を実施して延焼防止に努めます。

(3)関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備等）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、医療機関、消防、市町村など、必要に応じて関係機関との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(4)保護者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

(5)施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物を点検し、被災箇所、その状況を記録します。

補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

「風水害」：応急対策ポイント

(1) 安全確保

台風の接近などによって被害が想定できる場合は、気象情報などに注意し、必要に応じて緊急避難場所に避難します。集中豪雨や竜巻など、あらかじめ避難することが困難な場合は、職員自らの安全を確保すると同時に、利用者に対する声かけなどにより安全を図ります。風雨が収まってきたら、利用者及び職員の安否を確認します。重傷者がいる場合は、医師による治療が行われるまで、可能な限りの応急手当を施します。また、不幸にも死者が出た場合は、隔離して安置します。

(2) 利用者の避難経路の確保

施設の被害状況（建物の損傷、備品の転倒、ガラスの散乱など）を確認し、利用者避難経路を確保します。建物の倒壊や水没の恐れがある場合は、すみやかに避難します。利用者の障がいの特性に応じて、避難時に介助が必要な方や、パニック等による2次災害が想定される方の対応も、あらかじめ定めておきます。

(3) 関係機関との連絡調整

被害（利用者、職員、施設・設備）があった場合は、すみやかに所管の福祉事務所に報告します。また、必要に応じて関係機関（医療機関、消防、市町村など）との連絡調整を密にします。特に大きな災害では、応援人員の派遣要請などにもつながります。

(4) 保護者への連絡

利用者の安否を、必要に応じて、保護者に伝えます。

(5) 施設の再点検・補修等

施設の早期復旧のため、建物内外を点検し、被災箇所、その状況を記録します。補助金の申請時にも必要となるため、被災状況の写真や見積書も用意します。

5 日頃の備え

防災資機材等の備蓄・非常用備品は下記のとおりとする。

毎年数量、内容物の保存状態を確認します。

品名	個数	品名	個数
ラップ小	1個	懐中電灯	1個
ラップ大	1個	単3電池(懐中電灯用)	3本
紙皿	3枚	携帯トイレ	3個
箸	5膳	アルミブランケット	1枚
プラスチックコップ	5個	ミニカッター	1本
歯ブラシ	3本	ホイッスル	1個
マスク	3枚	予備袋(小銭入れ)	1枚
ボディタオル	1枚	レインポンチョ	1着
ポリ袋4.5リットル	3枚	2WAYドライバー	1本
圧縮袋	1枚	綿棒	20本
エア枕	1個	サンダル	1足
ティッシュ	1袋	ラバー手袋	1個
給水バッグ5リットル	1個	布ガムテープ	1個

非常食(3日分)

スーパー保存水 (1.5L×2本)、

アルファ米各 100g (ドライカレー、山菜おこわ、五目ごはん)、

乾燥梅がゆ 42g、保存用ファイバービスケット、缶入ミニクラッカー、ビスコ保存缶、きなこ餅

6 共通事項

1. 各種災害に関する情報入手・連携体制について

①情報収集の方法は、インターネット、電子メール、SNS 等を用いる。

②災害発生時、連絡が繋がりにくい際は、災害ナビダイヤル「177」を使用する。

その際の連絡先は各緊急時連絡先に行く。

③避難場所の概要

第一避難場所：九条南小学校 大阪府大阪市西区九条南 2-13-17

06-6582-4000

第二避難場所：九条南公園 大阪府大阪市西区九条南 2-19

06-6941-1144

④避難訓練は事業所単位で年に2回以上実施。

⑤防災訓練は各事業所単位で月に1回以上、職員間、または活動として実施。

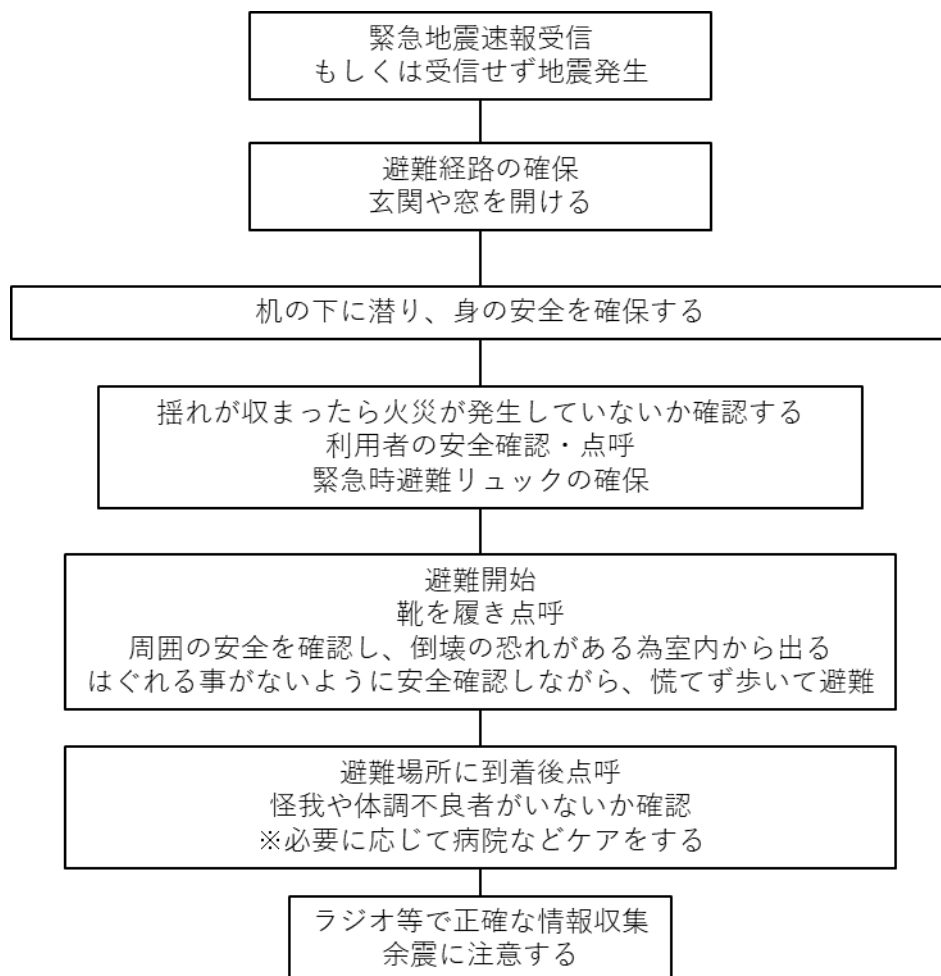
- ・第一避難所：九条南小学校 スタッフ誘導の元 徒歩約6分



- ・第二避難場所：九条南公園 スタッフ誘導の元 徒歩約5分



地震時避難チャート



火災時避難チャート

